

第5-19表 最低賃金制度

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 (注1)		アメリカ	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠法	最低賃金法 (1959年)	同左	公正労働基準法	各州法
決定方式	審議会方式 (労・使・公益で構成) : 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の地域について必要があると認めるときに、中央・地方最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定 地域別最低賃金は47都道府県別に設定	同左 特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定 (全国で229件設定、適用使用者9万人、適用労働者289万人。2019年3月末現在)	議会決定方式 : 連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない	議会決定方式、審議会方式の併用等 : 州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもあるほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる
設定方式	地域別 (都道府県別)	特定 (産業別) 最低賃金 (全国又は都道府県別かつ産業別)	全国一律	州内一律 (一部、条例等により市・郡に独自の最低賃金がある)
最低賃金額	874円/時間 全国加重平均。2018年10月発効、都道府県により発効日は異なる		・5.85ドル/時間 (2007年7月24日～) ・6.55ドル/時間 (2008年7月24日～) ・7.25ドル/時間 (2009年7月24日～)	・最低額 7.05ドル/時間 (北マリアナ諸島) ・最高額 14ドル/時間 (コロンビア特別区) (注2)
適用対象	特に限定なし		年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

注 1) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立 (2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、最低賃金を下回る賃金支払いへの罰金の引上げ (上限50万円) が定められた。

2) 2018年1月現在。アラバマ、ルイジアナ、ミシシッピ、サウス・カロライナ、テネシーの各州には州別最低賃金がない。

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC（注3）	労働協約拡張方式
根拠法	最低賃金法（1998年）	最低賃金法（MiLoG）（2015年）	労働法典（1950年及び1970年改正）	労働法典
決定方式	審議会方式： 最低賃金額は使用者団体、労働組合、公益の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる	審議会方式： ・定期的に見直しを行う（2017年以降、2年毎に改定） ・最低賃金額は使用者団体、労働組合の各代表（アドバイザーとして学識代表も参加）で構成される最低賃金委員会の勧告を踏まえて、政府が決定する	審議会方式： 最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年1月1日付けで金額を改定 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定（物価スライド方式）	労働協約拡張方式： 協約当事者の交渉による
設定方式	全国一律	全国一律（ただし、産別最低賃金が法定最低賃金を上回る場合には産別最低賃金が適用される）	全国一律	地域・業種別
最低賃金額	一般（25歳以上）： 7.83ポンド/時間 （2018年4月～）	9.19ユーロ/時間 （2019年1月1日～）	10.03ユーロ/時間 （2019年1月1日～） ・2008年12月の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	特に限定なし	フランス本土、海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

注 3) SMIC: Salaire minimum interprofessionnel de croissance.

	日本（続き）		アメリカ（続き）	
	地域別最低賃金	特定最低賃金	連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外又は減額措置の対象となる労働者	[減額特例] 都道府県労働局長の許可を受けることにより減額適用 ・精神又は身体の障害により著しく労働能力が低い者 ・試用期間中の者 ・基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受ける者のうちの一定の者 ・軽易な業務に従事する者 ・断続的労働に従事する者		[適用除外] ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 [減額措置] ・20歳未満の労働者（雇い始めから90日間） ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 （注5）	州により異なる
影響率等	影響率（注4）13.8% （2018年度、厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」）		被用者の2.7% （2009年）	—
罰則等	地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、50万円以下の罰金（最低賃金法）	特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、30万円以下の罰金（労働基準法）	故意の違反については1件当たり1万ドル以下の罰金 違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる
ILO条約批准状況	第26号条約（1971年、批准） 第131号条約（1971年、批准）		第26号条約、第131号条約ともに批准せず	
備考				

注 4) 日本における「影響率」とは地域別最低賃金額を改定した後に改定後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと。

5) 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル（時間）。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル。ただし、チップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない。

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	イギリス（続き）	ドイツ（続き）	フランス（続き）	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>[適用除外]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自営業者 ・学生の一部 ・軍人、漁師の一部等 <p>[減額措置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21～24歳： 7.38ポンド/時 ・18～20歳： 5.90ポンド/時 ・16～17歳： 4.20ポンド/時 (注6) 	<p>[適用除外]</p> <p>未成年者（18歳未満）、 職業訓練実習生の一部、 長期失業者の就職 時（開始から6か月）等</p>	<p>[適用除外]</p> <p>労働時間を把握すること ができない労働者（訪 問販売員などの一部）</p> <p>[減額措置]</p> <p>①18歳未満で、当該業 種における職歴が6か 月に満たない者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・17歳：10%減 ・17歳未満：20%減 <p>②職業訓練生、若年の 各種雇用援助措置を受 けている者：22～75% 減 (注7)</p>	—
影響率等	—	—	全被用者の11.5% (198万人) (2018年1月)	—
罰則等	未払い分の賃金の200% (労働者1人につき2万 ポンド以下)の罰金、違 反雇用主名の公表	最高50万ユーロの罰金、 公共調達からの除外が あり得る	労働者1人につき、罰金 1500ユーロ以下	労働者1人につき、罰金 750ユーロ以下
ILO条約 批准状況	第26号条約、第131号 条約ともに批准せず	第26号条約（1929年、 批准） 第131号条約は批准せ ず	第26号条約（1930年、批准） 第131号条約（1972年、批准）	
備考	—	—	労働協約拡張適用制度あり	

注6) アプレンティシップ（養成訓練）参加者で、19歳未満、又は19歳以上で参加から1年未満の者は3.70ポンド/時。

7) 労働法典D.3211-1条による。なお、職業化契約の場合、減額率は年齢と職能・資格により20%から45%の間となる（労働法典L.6325-8条）。

	カナダ	オランダ	ベルギー	スペイン
最低賃金額	11.32～15.00カナダドル／時（2019年10月～） 各州・準州が設定した最低賃金と連邦最低賃金が同額	1635.60ユーロ／月 377.45ユーロ／週 75.49ユーロ／日 （2019年7月～） 上記金額は21歳以上の者	1593.81ユーロ／月 （2018年9月～）	1050.00ユーロ／月 （2019年1月～） 賃金支払いを前提に設定される14か月分の額（900ユーロ／月）を12か月換算したもの
改定	毎年4月1日に改定（ノバスコシア州、ヌナブト準州、ユコン準州） 毎年10月1日に改定（アルバータ州、オンタリオ州、プリンスエドワードアイランド州、サスカチュワン州） 毎年9月15日に改定（ブリティッシュ・コロンビア州）	年2回（1月1日及び7月1日）改定。最賃額改定は原則、協約賃金の平均上昇率を反映させている	全国レベルの労使協定（法的拘束力のある中央協定）および消費者物価上昇率に基づいて改定	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向、経済状況を勘案し政令によって改定
適用除外・減額措置	州により適用除外の規定が異なる。家政婦、住み込み介護労働者、農業労働者、テレワーカー、酒類給仕係、管理職等、訓練・就業体験期間中の者、障害者、若者、学生など	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働のパートタイム労働者にも適用 （若年者は各年齢に応じた一定の減額あり）	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外 若年者の減額率 20歳：6%減 19歳：12%減 18歳：18%減 17歳：24%減 16歳以下：30%減	若年者に対する減額措置はなし
備考	ケベック州のみ、労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり	労働協約拡張適用制度あり

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オーストラリア	韓国	中国	マレーシア
最低賃金額	19.49豪ドル／時間 740.80豪ドル／週 (2019年7月1日～)	8350 ウォン／時間 (2019年1月～) 影響率は全雇用者の 25.0% (501万人, 2019年)	北京市： 2200元／月 (2019年7月～) 上海市： 2480元／月 (2019年4月～)	全国一律月額1100リンギ、時給5.29リンギ (2019年1月～)
改定	労働審判官や専門家委員で構成される公正労働委員会(FWC)の「最低賃金パネル」において、最低賃金の設定及び見直しを行う	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定（毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定）。適用時期は毎年1月1日	全国統一のものではなく具体的基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府人力資源・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある	政労使、有識者で構成される国家賃金評議会による報告を踏まえて政府が決定。改定頻度は2年に1回が原則
適用除外・減額措置	21歳未満の者、障害者、研修生・訓練生 (apprentice, trainee) は適用除外	同居する親族のみを使用する事業及び家事使用人、精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者、その他最賃適用が適当でないと認められる者は適用外。修習・試用期間中は最賃額の90%適用の減額措置あり（1年未満の契約労働者除く）	学生アルバイトは適用除外	家事労働者は適用除外（公務員、法定機関職員は制度の対象としていない）
備考	—	—	—	—

	タイ	インドネシア	フィリピン	インド
最低賃金額	バンコクなど7県： 325バーツ/日 (2018年4月～)	ジャカルタ特別州： 394万972ルピア/月 (2019年1月～)	マニラ首都圏： 非農業：537ペソ/日 農業：500ペソ/日 (2018年11月～) (注8)	デリー、未熟練労働者： 538.00ルピー/日 (2018年10月～)
改定	政労使からなる全国賃金委員会（委員長：労働次官）が日額最低賃金額を審議して政府に答申、閣議の承認を経て決定。職種別最賃もあり	「最低生活水準」（KHL、単身の労働者が1か月間に適正な生活を送るのに必要な費用）を踏まえ、州知事令で決定。KHLは5年に1回、政労使三者構成の審議会で見直す。最賃の前年からの上昇幅は、インフレ率と経済成長率を基にした計算式を用いて自動的に算出。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めることもできる。各地域ごとに業種別最賃の併用も可能	国家賃金生産性委員会（NWPC）が策定した賃金ガイドラインに沿って、17の地域ごとに設置された政労使からなる地域三者賃金生産性委員会（PTWPB）がそれぞれ当該地域の最賃を設定。NWPCは、PTWPBが設定した最低賃金を審査し政府に勧告。政府は公聴会を経て最低賃金を決定し公表	全国一律（中央政府：52職種）と地域別（28州・7中央直轄領等：1754職種）の最賃あり（2013年）。審議会方式と公示方式のいずれかにより決定。審議会方式では中央政府又は州政府に政労使三者構成の公正賃金委員会が設置され、審問が行われた後に答申、この答申に基づき政府が決定する。5年を超えない期間ごとに見直し
適用除外・減額措置	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外	企業規模10人未満、土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については、25%を限度として減額。経営不振で最低賃金の支給が不可能な企業は、最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することが可能	家事労働者、個人用運転手等は適用除外。地域三者賃金生産性委員会は、財政難の事業所、新規事業所、労働者10人未満の小売・サービス業の事業所、自然災害で被災した事業所について、申請に基づき、適用除外を決定できる	全ての施設に適用されるものではなく、最低賃金法別紙において特定された産業施設及びその後に通達によって追加された産業施設における労働者が対象となる
備考	—	—	—	—

注 8) 緊急生活手当(COLA)を含む。

第5-19表 最低賃金制度（続き）

Table 5-19: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	ベトナム	ミャンマー	ラオス	カンボジア
最低賃金額	第1地域（ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域）： 418万ドン/月 (2019年1月～)	全国一律： 4800チャット/日 (2018年5月～)	全国一律： 110万キープ/月 (2018年5月～)	全国一律： 182米ドル/月 (2019年1月～)
改定	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使三者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている	政府（閣僚級）や産業別労働者・使用者などで構成される最低賃金策定にかかわる国家委員会により決定。2013年に最低賃金法が制定され、2015年9月から日額3600チャットを適用。2018年5月に日額4800チャットに改定された	労働社会福祉省、ラオス労働組合連盟、ラオス全国商工会議所の三者で構成される諮問委員会により決定。改定時期は不定期だが従来は3～4年に1度	政府、使用者、労働者の代表28名から成る労働・職業訓練省労働諮問委員会により決定
適用除外・減額措置	規定なし	10人未満の零細企業は対象外。本採用以前の技術研修期間中の労働者、技術研修期間終了後の試用期間中の労働者は減額。経済特区(SEZ)内について特例条項あり	国際機関や大使館で就労する労働者	衣料・履物製造業の工場労働者が対象。試用期間中の労働者は適用除外
備考	—	—	—	—

出典：日本：厚生労働省、アメリカ：労働省(DOL)、労働統計局(BLS)、イギリス：Gov.uk、ドイツ：政府広報、労働社会省、フランス：労働省等、カナダ：各州労働省、オランダ：政府、ベルギー：社会対話省、ギリシャ：労働社会保障省、スペイン：雇用社会省、ポルトガル：EU財団、韓国：雇用労働部、最低賃金委員会、中国：人力資源・社会保障部、マレーシア：首相府、人的資源省、ベトナム：労働傷病兵社会省、ミャンマー：労働・入国管理・人口省、ラオス：労働社会福祉省、カンボジア：労働職業訓練省、各ウェブサイト